

第6回

東京税理士会の嘱託弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 小峯 健介 (57期)



今回は、平成20年9月から、東京税理士会事務局の嘱託職員として勤務されている西尾政行会員(51期)に、お話を伺ってみました。

西尾会員は、東京税理士会で初の嘱託弁護士であり、そのご活躍ぶり、税理士会をはじめとする他士業団体の中における弁護士の新たな活動領域を切り開くものとして、大いに注目されているところがあります。

—— 東京税理士会の嘱託職員に応募されたきっかけは？

西尾：私が所属している弁護士業務改革委員会の委員から呼びかけがあり、東京税理士会が事務局の嘱託職員となる弁護士を東京弁護士会を通じて募集していることを知ったのがきっかけです。

—— 応募された理由は？

西尾：それまで勤務していた事務所から独立し、比較的時間に余裕ができたことと、全く新しい分野に挑戦してみたいと思ったことが大きな理由です。また、税理士会幹部の方と知り合えることに魅力を感じたことも理由の一つです。

—— 税務や税法についての知識やご経験は？

西尾：日々の弁護士としての業務に携わる中で税務に関する知識の重要性を感じる事が多く、日頃から税理士との連携の重要性を感じておりました。もっとも、それまで税務や税法について特別に力を入れて勉強をしたということはありませんでした。

—— 税理士会についての知識は？

西尾：概ね弁護士会と同じようなものだろうという漠然としたイメージを持っていただけで、詳しいことはよく知りませんでした。

—— 嘱託職員としての契約期間は？

西尾：1年ごとの更新制です。

—— 執務時間・場所は？

西尾：毎週1回、午後1時から5時までの4時間、東京税理士会館（千駄ヶ谷所在）で執務をしております。

—— 職務内容は？

西尾：税理士会が当事者となる契約書のチェックや、税理士会職員の日常業務に対する法的助言、税理士会の会則・規則の制定や改正に関する法的助言、不祥事を起こした税理士に対する綱紀事案に関する法的助言など多岐にわたっております。また、特定の問題について東京税理士会の役員をされている税理士によって構成されるプロジェクトチームが作られる場合があるのですが、そのチームの一つに参加させて頂いたこともありました。

—— 相談は特定の職員の方から受けるのですか？

西尾：特に相談担当の窓口となる職員が決まっているわけではなく、東京税理士会及びその関連団体の事務局職員（40人前後）から適宜ご相談頂くということになっております。また、税理士会の役員をされている税理士の方から会務について直接ご相談頂くこともあります。

—— 実際に嘱託業務に費やす時間は？

西尾：基本的には毎週4時間の執務時間の枠内で収めるようにしております。ただ、その場で回答できないような場合には、事務所に戻って必要な調査をし、翌週出勤したときに回答するということがあります。調査に費やす時間や税理士会館への移動時間なども含まれますと、実際には、執務時間の倍以上の時間は費やしていると思います。

—— 東京税理士会で初の嘱託弁護士としての心がけは？

西尾：税理士会の役員や職員の方からも当然注目されていることと思いますので、緊張感をもって、背筋が伸びる思いで仕事しております。

—— 弁護士を嘱託職員として採用することは、税理士会にとってどのようなメリットがあるとお考えでしょうか？

西尾：外部の弁護士に相談する場合と比べて、気軽に相談できることが大きなメリットだと思います。週1回、午後の4時間だけという時間的な制限はありますが、すぐその場に相談できる弁護士がいるため、わざわざアポイントをとって弁護士事務所に赴く必要がないからです。

—— その点で心がけていることは？

西尾：着任した当初から、事務局職員の方には、「何か引がかかることがあれば、どんな些細なことでもよいので、身構えずに、まずは相談して下さい」と伝えて、なるべく相談の敷居を低くするように心がけてきました。また、税理士会の日常実務について十分に理解した上で回答するようにしております。

—— 税理士会の嘱託職員をされて、ご自身にとってのメリットは？

西尾：士業団体の組織内弁護士であるという意味で、今まで経験したことのない全く新しい分野を経験することによって、弁護士としての業務の幅が広がったと思います。また、税理士会の役員をされている税理士の方や、税理士会の職員の方たちとの面識ができ、人脈も広がりました。

—— 弁護士会と税理士会の違いについて、特にお感じになったことは？

西尾：最も感じたのは会員に対する懲戒処分権限の大きさに差がある点です。税理士会には、会員に対する処分権限自体はあるものの、業務停止のような税理士業務に直接影響を与える処分を行うことができません。税理士業務の停止や禁止といった懲戒処分は監督官庁である財務大臣の専権事項とされています。これに対して、弁護士会は、ご承知のとおり、自ら業務停止や除名といった懲戒処分権限を有しております。弁護士会には強大な自治権が認められていることをあらためて実感いたしました。



西尾 政行 会員 (51 期)

〈委員会活動等〉

平成 19 年 7 月～ 自治体等法務研究部

平成 19 年 11 月～ 東弁・業務改革委員会

平成 20 年 9 月～ 東京税理士会嘱託弁護士として勤務

—— 今後、弁護士と税理士の関係はどうあるべきだとお考えですか？

西尾：今後は、今まで以上に、弁護士と税理士の連携が重要になってくると思います。たとえば、最近注目を浴びている中小企業の事業承継問題などでは、弁護士と税理士がタッグを組むことによって初めてよい仕事ができると思います。弁護士と税理士とが仕事を奪い合うのではなく、両者がお互いに協力し連携することによって、顧客サービスの向上につながるのだと思います。

—— 最後に、若手会員の方に一言お願いいたします。

西尾：私の場合、所属していた委員会での呼びかけをきっかけとして、税務に関する特別な知識・経験もないまま、東京税理士会の嘱託弁護士に応募しましたが、その結果として、とても貴重な経験をさせて頂いております。ぜひ若手会員の方々には、このような募集の機会があったときには、自分には知識・経験がないからといって尻込みするのではなく、従来の自分の殻を破って仕事の幅を広げる絶好のチャンスだと思って、積極的に飛び込んで頂きたいと思います。